

# 莊園制の二冊をめぐって

——日本中世莊園史研究の側面——

## はじめに

研究は、ときに断絶しながらも、螺旋を描いて進展していく。今から二〇年前には、莊園制の研究が再び注目を集めることも、それが工藤敬一の研究を再評価して展開することも、まったく予想していなかった。

その頃、網野善彦が提唱した莊園公領制はすでに定着し（網野「莊園公領制の形成と構造」『体系日本史叢書6土地制度史I』山川出版社、一九七三年）、莊園制が院政期に成立するという理解も共有されていた（石井進「院政時代」『講座日本史2』東京大学出版会、一九七〇年）。そして莊園制の成立は莊園整理を指標にして論じられていた。しかしそれは収取制度の研究を免除制度によって代替するのと同じ発想であり、対象を直接に把握でき

佐藤泰弘

ない場合の次善の策である。莊園整理から莊園制を論じることの有効性と方法的な限界とは十分に反省されていなかった。そのため立荘という莊園の設立自体についても中田薫の理解のままであった（中田「日本庄園の系統」『法制史論集』二、岩波書店、一九三八年。発表は一九〇六年）。

そのような時、工藤は二つの点で再発見された。工藤は莊園の成立や莊園制の展開それ自体について論じていたからである。

川端新・高橋一樹は工藤の第二論集『莊園公領制の成立と内乱』（思文閣出版、一九九二年）に注目した。工藤の第一論集『九州庄園の研究』（塙書房、一九六九年）が九州の莊園研究を基礎付けたことはよく知られている。この第二論集は九州における莊園の動向を幕府の成立を含む政治過程との関わりで論じたものであり、政治史を見渡しつつ地域への目配りも確かである。た

だし工藤は自らの研究を都から離れた九州の研究として位置付けており、九州の王家領荘園の存在形態が荘園の一般的特質として展開できるとは考えていなかったのではないかと思う。それは多くの研究者の評価でもあつたはずである。しかし川端新は院政期の政治過程と立荘を関連させて論じるなかで（『院政初期の立荘形態——「荘園制成立史の研究」』、思文閣出版、二〇〇〇年。発表は一九九六年）、高橋一樹は都から離れた越後国で大規模荘園の立荘を見いだすことにより（高橋「中世荘園の形成と「加納」——王家領荘園を中心に——」、『日本史研究』四五二、二〇〇〇年）、それぞれ工藤の研究が荘園制の一般論となることに気付いた。特に荘園の構造を論じる高橋にとっては重要な先行研究となつたはずである。

また高橋典幸は工藤「荘園制の展開」（『岩波講座日本歴史 中世1』、岩波書店、一九七五年）に着目した（高橋「鎌倉幕府軍制の構造と展開」『史学雑誌』一〇五一、一九九六年）。この論文で工藤は中世を通じて荘園制を概観し、荘園公領制が室町期に本所一円地・武家領体制へと変化するという見解を示していた。この本所一円地・武家領体制を高橋は幕府軍制の展開という観点から位置付け直したのである。

工藤は荘園公領制から本所一円地・武家領体制へとという論を嚴

密に展開したわけではない。しかし荘園制の通史を書くことによつて、工藤は鎌倉期と室町期の荘園制の違いを言葉にできたのである。これについては、村井康彦が古代・中世の土地制度を示したなかで武家領を位置付けていることに留意しておきたい（村井『古代国家解体過程の研究』、岩波書店、一九六五年。二二四頁）。村井は国衙領が武家領つまり守護領へと継承され守護領国制が展開するという筋道を描いている。この村井の指摘は工藤の構想と異なる部分もあるが、それを先取りしているように思われる。

工藤の代表的な仕事は九州荘園であるにしても、工藤には九州に限ることなく荘園制・領主制等を論じた手堅い仕事もある。概括的に言うならば、戸田芳実・大山喬平・河音能平という同世代の研究者が領主制を主な研究対象としたのに対し、工藤は荘園制に重点を置いていることに特徴がある。「荘園制の展開」（前掲）や「荘園制的土地所有と農民支配」（『中世史講座2』学生社、一九八七年。執筆は一九八一年）という講座論文、近年では「日本前近代の土地表示」（『日本中世・近世における生産力表示の系統的把握のための基礎的研究』、一九九九年）や「荘園制社会の基本構造」（『熊本歴史科学研究会会報』五二、二〇〇二年）が工藤の本領であろう。工藤が荘園の制度的特質を追究し、中世を通じて荘園制の概説を試みたことは（それが講座の依頼原稿であつた

としても）、同世代の研究者のなかにおける特質を示している。

近年の莊園研究の盛行は、院政期から鎌倉前期における莊園制の成立、鎌倉後期から南北朝期における変容、そして室町期以降と、中世の全体にわたっている。多くの論者を巻き込んで始まった莊園研究が、どのように実を結ぶのかは、いまだ分からない。しかし試されているのは緻密な実証だけではなく、大胆な構想力だろう。

このようななか工藤敬一の『莊園制社会の基本構造』（校倉書房、二〇〇二年）が上梓された。この第三論集には古典的評価を得た諸論考から近年の新しい提言までが集成されており、先に紹介した諸論文も収載されている。それに続いて高橋一樹の仕事が『中世莊園制と鎌倉幕府』（塙書房、二〇〇四年）にまとめられた。それは近年の莊園研究を牽引してきた高橋の論集らしく、通説への異議申し立てと新しい提言に満ちている。

本稿はこの二冊が提示する多様な論点のうち、莊園史に対して新しく提起されたものを取り上げる。主として取り上げた論考は以下の通りである。

工藤 序 章 莊園制社会の基本構造

第九章 日本前近代の土地表示

高橋 第一章 知行国支配と中世莊園の立荘

第二章 王家領莊園の立荘

第四章 中世莊園制の形成

第五章 中世莊園の莊務請負と在京沙汰人

第六章 鎌倉後期～南北朝期における本家職の創出

第七章 重層的領有体系の成立と鎌倉幕府

また通説を示す論考としては、工藤の第一章「莊園制の展開」・第二章「莊園制的土地所有と農民支配」を網野「莊園公領制の形成と構造」とともに参照した。特に「莊園制の展開」は派手さはないが、莊園制の展開を中世を通じて描いた、すぐれた概説・概論である。それは莊園制の展開の全貌を扱っているだけでなく、一九七〇年代までの莊園研究全盛期の到達点を誠実に総括した著作である。

#### 一 複合的莊域構成と國務請負

莊園には加納・余田等と呼ばれ公田が包摂されていることがある。その加納等は官物を國衛に納め雑役を莊園領主に勤める半不輸であることが多い。高橋一樹は中世莊園における加納等の存在に注目し、莊園の基本が國領・他領を含み込んだ複合的莊域構成にあると論じる（『王家領莊園の立荘』）。そして莊園が加納公田の官物を國衛に納めていること、國衛が中央官司に納めていた済

物を荘園が継承して納入していることから、荘園と国衙との協調を強調し、荘園による国務請負を論じる（「中世荘園制の形成」一六一頁）。

従来の研究によると、加納等は荘園の拡張により公田が取り込まれたものであり、荘園体制が確立して荘園・公領が分離するとともに特別なものを除いて解消されると考えられてきた。つまり荘園・国衙の対抗、荘園・公領の分離が基調であった。例えば工藤敬一は九州の王家領荘園に見られる一郡規模の大荘園を郡名荘と呼んだが、それは半不輪であり、他領を含み込んでおり、郡の機能を継承して半ば国衙領的な機能を持っている。この郡名荘はまさしく複合的荘域構成をとっているが、それを工藤は荘園・公領が分離して荘園体制が確立するまでの過渡的な形態として位置付け、また九州に特徴的なものとして論じた（「荘園公領制の成立と内乱」）。

高橋は工藤の研究を批判的に継承し、郡名荘のような荘園が九州に限らないことを示すとともに、一円不輪という流布した荘園像を批判した。そして荘園・公領の分離ではなく重層を、荘園・国衙の対立ではなく協調を、荘園の地域性ではなく普遍性を論じることによって、通説を鋭く批判した。「対立と強調の両面からあわせみる」（二二頁。傍点は高橋）とあるように高橋の目配り

は幅広いが、論旨の主眼がどこにあるのかが明らかであろう。

高橋と通説との分岐点は複合的荘域構成の定式化にある。通説が例外とした加納を荘園の構成要素としてとらえ直したのである。これについては、通説が配慮してきた荘園の多様性・地域性や荘園の類型論との関係を、もう少し説明する必要があるだろう。また「中世荘園は本免田のほかに公領の郷・保などを包摂し複合的な荘域構成をもつ」として（四頁）検討対象を複合的荘域構成をとるものに限定したことは、同義反復の立論と受け取られかねないことを危惧する。複合的荘域構成は、さらに洗練する余地が残っているものの、それが荘園研究に新しい視角と論点を提示したことは間違いない。

しかしながら高橋が荘園と国衙の協調関係を導き出した根底には、複合的荘域構成よりも重要な方法的特徴がある。

第一、高橋は立論の基礎を院政期における王家領の立荘に限定する。通説は、一一・一二世紀における寺領荘園の拡張と、それに対抗する国司の荘園整理などによって、荘園制が成立する過程を分析してきた。いわば通説が荘園の古代から中世への推移を時系列的に検討したのに対し、高橋は立荘の瞬間に注目し通説と対照的な理解を導き出すのである。

考察対象の限定は一般的な方法であるが、通説を批判して荘園

制の特質を論じるという目的に対し、限定しすぎているように思う。そのために、寺領を中心とした研究成果と一一世紀以前の莊園史が捨象されているからである。一一世紀以前の莊園史を捨象することは、中世莊園を知行国制から導く論点(後述)と呼応している。しかし中世莊園にとって一一世紀までの莊園は無関係なのだろうか。王家領に限っても、古くから続く莊園の存在を考慮する必要はないのだろうか。王家領以外には摂関家領・寺領が取り上げられており(補論 十二世紀における摂関家領莊園の立荘と存在形態)・第三章 寺領莊園の立荘)、既発表論文には一一世紀の検討なども加筆されている(例えば一五二・一五四頁)。しかし摂関家領・寺領についても王家領との共通性が強調され、院政期の立荘という枠を確認するにとどまっている。

また立荘以後の変容も低く見積もられている。王家領莊園は有力であり、寺領莊園に比して安定性も高いだろう。そもそも立荘は暫定的にせよ莊園と国司の合意のもとに実現する。王家領の立荘に注目すれば必然的に両者の調和が強調される。しかし莊園は全てが王家領のように有力で安定的ではない。また王家領にしても、立荘が相論を惹起することもあれば、立荘の後に大きな変化が生じることもある。高橋は立荘後の変動を合意が破綻する特殊な場合と見なすが、立荘時に調整された秩序が固定されるのが通

例なのだろうか。その判断の前に王家領の動態をもう少し検討すべきだと思う。立荘の一瞬には土地の帰属をめぐる諸勢力の対抗が凝縮されており、そこから動的・緊張関係を持った秩序の形成が始まると考えるのが穏当ではなからうか。

検討対象の限定によって通説との相違が強調されているが、その限定を取り払えば、通説との距離は小さいと思う。通説が加納を寺領莊園の拡張として論じてきたことは、複合的荘域構成として位置付け直すことができるだろう。また高橋は加納公田が不輸とされ新荘が成立することなどを指摘し、加納をめぐる莊園と国衙の抗争も挙げており、その事実認識が通説と大きく乖離するようには思われない。さらに加納の具体例を王家領以外に求めるならば、文治五年(一一八九)春日社領撰津国垂水西牧榎坂郷の加納田畠檢注取帳(鎌倉遺文『三七六・三七七』)がある。周知のこの史料を加納の例として検討することによって、従来とは異なった事柄が見えてくるかもしれない。

通説における莊園・国衙の対立、莊園・公領の分離とは莊園制に内在する運動を含んだ理念型であり、莊園の実態が個々に多様であることは配慮されていた。立荘時の実態によって莊園制に内包される動態を批判することは難しいように思う。少なくとも王家領から導かれるモデルが通説を代替するのかどうか、実態分析

とは別に検討する必要がある。

第二、高橋は国衙・荘園の協調関係や荘園による国務請負を論じるにあたり、荘園による官物・済物の納入を主たる根拠としている。官物の収取・配分に注目することが高橋の特徴である。荘園は中世の地域性豊かな社会を中央から一律に認識し把握するための枠組みであり、その意味では高橋が中央からの収取に着眼して斉一性を論じることは正しい。

しかし官物・済物の負担が重要であるとしても、荘園について考えるべき要素は他にも多々ある。例えば高橋は備前国豊原荘の預所が加納公田を東大寺に寄進し、後に知行国主が免除した事例を紹介しているが（八六・八七頁）、預所が加納を寄進していることから、下地進止権は荘園領主に帰属したと考えられる。また一般に、加納公田は官物を国司側に納めるとしても、雑役は荘園領主に勤める。さらに国衙使が加納公田の収納のため荘園に入部することを荘官等が「百姓安堵せず」と訴えているように（八八頁）、住人は荘園側に帰属していたと思われる。

確かに立荘の時に荘園と国衙の間で官物・済物の納入について合意が成立するのだろうか。しかし加納にかかわる下地の進止、雑役の収取、住人の帰属が荘園の側にあるのであれば、その官物・済物の納入は荘園による請負いではなく、公田の領有に付帯する

義務である。このように考えると、複合的荘域構成は、荘園の規模が異なるものの一世紀の官省符荘や、荘園整理令に見られる「国務に妨げなき荘園」と同じであるようにも思える。中世の荘園に官物・済物を納入するものがあることは、一円不輸という流布した荘園像を修正する斬新さがある。ただし一円不輸も一種の理念型であり、古代の荘園と対比して中世荘園の特質を説明するものである。中世荘園の特質を考えるには古代との比較が必須だろう。

ところで、高橋が複合的荘域構成を提起した目的の一つは、小山靖憲の領域型荘園を批判することにあつた。領域型荘園は荘園における百姓支配を説明するための学説であり、今でも通説の地位を保っている（小山「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」『中世村落と荘園絵図』、東京大学出版会、一九八七年。発表は一九七四年）。高橋は「中世荘園の形成と「加納」」において領域型荘園を一円不輸の荘園と理解し、加納公田の存在を根拠に小山の学説を批判した。しかし領域型荘園は一円不輸を要件としていないため、この論文をもとにした「王家領荘園の立荘」では領域型荘園に関する記述が削除されている。高橋は官物（年貢）の収取を基軸に立論しているため領域型荘園に言及する必要はないと判断したのかもしれない。しかしそのことが複合的荘域構成の研

究史上のの位置を見えにくくしている。

複合的領域構成は莊園の収取を論じたものとして、従来の研究とくに公田体制論に無理なく接合できるとともに、領域型莊園を収取面から補完するように思う。今必要なことは、高橋の提言をうけとめて中世莊園の多様な実態をありのままに見据えることであらう。それを思うと、協調と対抗、重層と分離、請負と割譲などを議論するのは瑣末なことかもしれない。しかし社会の動向を見極めるためには、その微細な運動にこそ注目すべきであらう。それが莊園制さらには中世の時代像の描き方を変えていくはずである。

## 二 知行国制と莊園

中世莊園の成立を莊園と国司・国衙の対抗関係のなかで理解することが通説の基調である。それに対し高橋は、中世莊園の前提に知行国制における国領の貴族的領有を置き、知行国制のなかから中世莊園が生み出されると論じる（「知行国支配と中世莊園の立荘」）。国領の貴族的領有とは知行国制において中央貴族が国領を給与されて知行していることを指している。それが国衙の関与しない別納であることを重視して、中央貴族が「国務の一定部分を請け負い、収益を得るシステム」と論じる（一六〇頁）。

高橋が知行国における収取を一般論として示したことは貴重な成果である。高橋は旧稿で国司の進止下にある土地を「国領」と表現していたが、著書では「国衙領」と「公領」に書き分けている（例えば一五九・一六〇頁）。「国衙領」は現地の国衙に直結する部分であり、「公領」は知行国主の進止する部分である（一四四頁）。これは高橋の認識の深化を示しており、重要であると思う。

しかし個別の先行研究に依拠している部分が多く、実態分析をさらに深める余地がある。例えば和泉・讃岐が例示されるが、都に近い和泉と離れた讃岐とは知行の形態が異なっているのではなからうか。和泉国大鳥郷では京から検田・収納の使者が派遣されており、知行者が積極的に郷を支配している。一方、讃岐国弘田郷を知行する藤原定家は郷公文に請け負わせるように知行国主から命じられており、検注を免除するように知行国主に働きかけている。郷公文から官物を受け取るだけのようである。知行国における給与・収取は、支配の実態も含め、今後の研究課題だろう。高橋は貴族による国務請負を中世莊園と同じく官物の収納から論じ、公領の別納に注目する。確かに国衙を介さずに中央が地方から収取するという点では、公領の別納と莊園の加納は類似している。しかし公領を別納として給与された貴族は官物を徴収する立場にあり、国領の知行は知行国主が一時的に与えた得分でしか

ない。一方、荘園は立券を経て確立した所領であり、加納公田の官物を弁済する立場にある。知行国が固定化するとともに公領の給与が長期に及ぶとしても、その違いは大きいはずである。また、勅農権が留守所にある場合について触れているように（四四頁）、別納であつても中央貴族には国衙の支援が必要だろう。

しかし注目すべきことは、中央貴族が給与された公領（保・名）を別納としたうえで、そこで荒野を開発して給免田を設ける例が示されたことである（四四―四九頁）。その論調は典型的な開発領主の成立論である。高橋は給免田が寄進されて大規模荘園の立荘に至ることを想定しているが、それは正鶴を射えていると思う。寄進から立荘へという通説を批判する高橋の意図とは異なるが、国領の貴族的領有と中世荘園の立荘の間には、このような所領形成を置くべきだろう。つまり中央貴族が開発領主となつて所領を寄進することが重要なものではなからうか。

ところで、高橋が中世荘園の原型を知行国に求める論拠の一つは、中世荘園の形成が一二世紀中頃に本格化すること、その一方で知行国主による諸郷の給与が一一世紀末期に遡ることである。しかし中世荘園の立荘は一一世紀末期に始まっており、論拠にはならない。ここでもまた一一世紀の荘園が考察対象から除外されていることは問題であり、中世荘園の諸特権や支配の特質が一一

世紀を通じて醸成されると考えることはできないのであろうか。

そもそも院政期における知行国制の展開は、受領の家格が上昇することや、一一世紀における受領の在京化という現象を背景にもっている。受領が在京し國務が知行国主に吸収されることによつて、受領が子弟郎党に給与した給田・免田・国内所職は、知行国主が近親者を補任し給与する権益となつた。一方、國務は現地を離れて貴族社会の利害関係に影響を受けるようになり、知行国主が立荘を主導するようになる。国領の貴族的領有も中世荘園の立荘も、院政期に同時並行的に発生した現象であると考えられるのが穏当だろう。

### 三 荘園の領有体系

永原慶二が論じた「職の体系」は寄進と補任によつて成立する重層的領有体系である（例えば『日本中世の社会と国家 増補改訂版』、青木書店、一九九一年）。所領寄進という下からの運動を上が受け止めて寄進者を職に補任するという循環構造を持つていた。しかし寄進地系荘園の基本的な論証が成り立たないことは、早い段階で石井進が明らかにしていた（石井「荘園寄進文書の史料批判をめぐって」『中世史を考える』、校倉書房、一九九一年。発表は一九七〇年）。それをうけて川端新・高橋一樹は「職の体



系」そのものを批判する。川端は立荘時における荘園の知行が「本家―預所職」であることを示した（『荘園所職の成立と展開』『荘園制成立史の研究』）。高橋は「本家職」が鎌倉後期に成立することを明らかにし、鎌倉後期になって「本家職―領家職」という得分の配分が成立すると論じる（『鎌倉後期―南北朝期における本家職の創出』）。上の主導によって荘園が設定され、そこで職を与えられた者が荘務を担当する。「職の体系」批判は所領寄進を重視しないことの必然的な帰結ともいえるだろう。川端・高橋の批判によって、永原の論じるような「職の体系」は過去のものになった。

しかし批判されたのは重層的領有体系それ自体ではなく、それが職という呼称をもって立荘時に成立することだけである。例えば西谷正浩は石井の批判を継承しながらも「職の体系」を重層的領有体系を示す概念として用い、「本所―預所」が連鎖する関係で理解している（西谷「鹿子木荘事書」成立の背景」『熊本史学』六八・六九、一九九二年。西谷「鎌倉期における貴族の家と荘園」『日本史研究』四二八、一九九八年。また「職」と表現されなくとも「本家―領家」などの重層関係は存在する。例えば東南院領の伊賀国築瀬村は「本家・領家両方の課役」を勤めている（『平安遺文』四〇〇〇）、所当官物の徴収権を持った東大寺が

本家、土地所有権を持った東南院が領家と呼ばれている。また、立荘時の「本家―預所職」という単純な領有構造が一三世紀に複雑化する過程は、本家職の成立だけで説明できるものでもない。荘園の領有構造という基本的な事柄が、改めて問題になっているのだと思う。

本家や本家職に限っても問題は単純ではない。例えば本家が消滅することもある。高橋が挙げた備前国長田荘（二〇一・二一七頁）の事例は次のように解釈するのが良いかと思う。式乾門院は本家の地位を放棄して菩提料所として長田荘を平邦繁に譲った。邦繁の地位は領主職と呼ばれ、邦繁・繁高と伝領された。しかし式乾門院の所領群が室町院・龜山院へと伝領されるなか由緒が忘れられ（もしくは考慮されず）、長田荘は室町院遺領に含められてしまった。繁高の子繁成は龜山院に召し放され、公武に提訴したが還補は叶わなかった。そこで後宇多院が長田荘を大覚寺大金剛院に寄せ置いたことを契機として、繁成は本家職を大金剛院に寄進するという形をとって、領家職として荘務に復帰することを求めたのである。これは重層的知行体系を解消する試みが存在したこと、それが容易に実現しないことを示しており、一三世紀の荘園知行の動向を考えるうえで興味深い。

また高橋が論じるように、本所と本家の関係が嫡流と庶流の間

で見られることがある（鎌倉後期―南北朝期における本家職の創出）。高橋は九条家領を検討し、本所が九条家の家督であり、そのもとで一族が本家となると論じる（「重層的領有体系の成立と鎌倉幕府」）。ただし光明峯寺領にみえる「本所」と「本家」が別の人物を指すと解釈するが（二三四頁）、両者が同じであるという読みも成り立つ。嫡流が庶流をも包摂する関係を本所と本家として理解することに異論はないものの、九条家領における論証は検討の余地がある。

さて荘園関係の職は下司職・預所職に始まり、領家職が加わり、本家職にまで及ぶが、本所だけは職とならない。そもそも本所には荘園の根本的な領有主体という意味があり、一二世紀において基本的に本所は本家と一致していると考えられる。鎌倉後期の本家職の成立は本所と本家が分離することである。本所である家督を中心として、一門の所領がゆるやかに編成され、それとともに本家職が成立する。ここに室町期の本所領に接続する動向を認めても良いのではなからうか。しかし本家職の成立を論じた後、高橋は荘園と幕府の関係を説明する方向に向かう。高橋には本所領という枠組みの成立を論じて、工藤「荘園制の展開」や金井静香『中世公家領の研究』（思文閣出版、一九九九年）などに接続することもできたのではなからうか。

本家職とともに高橋の優れた着眼は、在京沙汰人の指摘にも表れている。荘園を経営するために領家・預所とは別に雑掌・定使など実務担当者が置かれたことが知られている。高橋はこのような人々を在京沙汰人と名付けて分析した（「中世荘園の荘務請負と在京沙汰人」）。在京沙汰人という範疇の提示によって、様々な荘務の執行者を簡明に分析できるようになったと思う。

ただし「沙汰人」が厳密な定義にはなじまない言葉であり、史料の中でも多様に用いられることには注意すべきだと思う。高橋が挙げた『兵範記』保元元年七月二三日条は荘園の奉行人つまり預所が沙汰人とも呼ばれた事例と解釈するのが妥当であろう（一七九頁）。また高橋は沙汰人が荘務執行を請け負っていると理解し、代官請負と同じ構造が荘園制成立期から存在したと論じる（一八九頁）。しかし沙汰人と請負代官の異同は荘園の領有体系の変容とも関わっており、慎重に検討する必要があるだろう。

また高橋は「職の体系」が在京沙汰人等の存在を組み込んでいないため荘園の分析概念として不適當だと批判する。しかし職の体系は基幹的な領有構造を説明するものであるため、沙汰人等の存在は「職の体系」においても妥当する。西谷と高橋は「職の体系」を支持するか否かで対極にあるが、ともに醍醐寺領榎富荘の重層的な請負を取り上げて論じるなど、実態認識には共通性がある。

る（高橋一八五頁。西谷「莊園所職の性格とその変容」『鎌倉遺文研究』九、二〇〇四年）。高橋は「職の体系」にこだわりすぎている。「職の体系」と呼ぶか否かは別に、莊園の領有体系と莊園経営の仕組をどのように説明するのか、所有と経営に関する詰めた議論が必要だと思う。

#### 四 莊園と幕府

幕府と莊園領主権との関係は、平家没官領のなかの池大納言家領などで知られていた（岡野友彦『中世久我家と久我家領莊園』続群書類従完成会、二〇〇二年）。また承久の乱のあとで幕府が王家領を没収し返付したことによって、鎌倉幕府が貴族層の莊園に口入するようになることも個別的には知られており、近年では伴瀨明美が承久没収地の重要性について注意を喚起している（伴瀨『鎌倉時代の女院領に関する新史料』『史学雑誌』一〇九—、二〇〇〇年）。このような研究史を前提として高橋一樹は、承久没収地と幕府との関係を一般的に論じた（「重層的領有体系の成立と鎌倉幕府」。貴族社会において承久没収地であることが幕府に口入を求める根拠とされていることは、高橋の仕事によって極めて明瞭になった。また高橋は幕府による口入の具体例を主として安嘉門院領について論じ、それとの関連で龜山院の莊園政策な

ども説明した。鎌倉期における王家領莊園の領主権の変動に幕府という要因を組み込んだことは、今後の莊園研究においても重要な論点になるだろう。

高橋はさらに、幕府の口入が、鎌倉後期の朝廷政治における徳政の推進とともに、立莊以来の莊園の上位者優位の構造を崩していくことを論じる。市沢哲・西谷正浩が開拓してきた問題（市沢『鎌倉後期公家社会の構造と「治天の君」』『日本史研究』三一四、一九八八年。同「鎌倉後期の公家政権の構造と展開」『日本史研究』三五五、一九九二年。西谷「鹿子木荘事書」成立の背景」前掲）に、新しい観点を付け加えたのである。

ただし承久没収地に対する幕府の口入は幕府の積極的行為ではなく、むしろ貴族側が相論等を自己に有利に導くために承久没収地という由緒を持ち出して幕府の介入を導いている。幕府の政策はどうか、承久没収地以外の莊園における幕府の口入はどのようなのであるのかなど、色々知りたい点はある。

また高橋は、幕府の口入・介入による上位者有位の崩壊が本家職の成立など莊園の領有体系の再編をもたらすと論じている。しかし高橋が挙げた津守莊・長田莊等の事例は、それを実証するものではない。幕府の介入が莊園領有体系そのものを再編する契機になったという点は、検討の余地を残している。

そもそも幕府が行使した没官権は国家的権限であり、それは私的  
的土地所有権である荘園の知行体系においては外在的である。お  
そらく荘園の知行体系にとって、幕府は朝廷とならば形で外在的  
に関与すると考えるべきであろう。貴族は治天への提訴に加えて、  
幕府という提訴先を手に入れたということになるだろうか。朝  
廷・幕府の関係は、従来のような東国・西国という対抗的な枠組  
みとともに、両者の緊密な関連性をも論じるようになるのだと思  
う。その意味において、高橋の論は、荘園研究よりもむしろ朝幕  
関係のなかで検討する必要があるのかもしれない。

また荘園制もしくは荘園の領有体系と鎌倉幕府という問題につ  
いては、地頭職、関東御領や関東分国などの古典的な論点を欠く  
ことができないのではなからうか。これらは本書の課題とは異な  
るため論及されていないが、高橋がどのような論を展開するの  
か期待したい。

## 五 荘園公領制の射程

工藤敬一と高橋一樹は、論点を異にしているが、ともに荘園公  
領制を批判している。

網野善彦は、中世の土地制度は荘園と公領（国衙領）のどちら  
を欠いても成り立たず、荘園・公領の双方に私的・国家的性格が

貫通しているという認識に立って、一一世紀から太閤検地までの  
土地制度を荘園公領制と呼んだ。網野は荘園制が「私的大土地所  
有の体系としての土地制度」を規定した言葉であるとして退けた  
のである。

高橋一樹は「荘園と公領が国家的土地所有と私的土地所有の両  
側面をあわせもち、都市貴族と在地領主の土地所有を有機的に組  
み込んでいる、という「荘園公領制」のあいまいな定義」と批判  
する（九・一〇頁）。そして荘園・公領の分離を基調とした荘園  
公領制を退けて、荘園・公領の重層構造を重視し、中世荘園は  
「中世王権を担う王家や摂関家の家政に請け負われた公領支配の  
一形態」（四頁）で、あり、「知行国制下の公領支配から特化」  
（一八頁）する形で形成されるという認識から「中世荘園制」を  
提示した。

しかしそれはむしろ中世公領制と呼ぶのが妥当ではないだろう  
か。実際、高橋は「荘園公領制」から「中世荘園制」へ」を  
「中世荘園制の形成」と改題して著書に収めるに当たり加筆して  
いる。そこでは自説を中世公領制と呼ぶことも可能であることを  
認めて予想される批判に先手を打ち、荘園の歴史的意義を強調し  
て中世荘園制という呼称を根拠付ける。しかし中世荘園が公領支  
配のシステムをもとに生み出され、中世荘園の特質が国務請負荘

園に求められるのであれば、中世莊園制を採用する理由は曖昧である。高橋は網野を厳しく批判する。しかしその議論は莊園の成立過程と成立期の収取構造を説明するものとして、莊園公領制を補充しているのではなからうか。

工藤敬一は「莊園制の展開」において莊園公領制から寺社本所一円地・武家領体制への移行を論じたが、莊園制と莊園公領制をほぼ同じ意味に用いていた。しかし「莊園制社会の基本構造」では、莊園制を中世の社会体制、莊園公領制を土地制度として区別する。社会体制としての莊園制については永原慶一を引用し（「莊園」、吉川弘文館、一九九八年）、①莊園が荘官・百姓等の生活の舞台であること、②領主諸階層の所領・財産の支配形態であること、③国家の権力構造と有機的關係にあることの三つの要件を述べる（一一頁）。そしてこの三要件について「莊園制社会の基本構造」という本書のテーマに即した場合、第二の領主諸階層の所領支配という点が中心的論点になる。すなわち莊園制社会を貫く公田体制とでもいうべき国家的枠組みと、より具体的な所領支配のあり方つまり土地制度の問題である」（一二頁）とする。中世の社会体制を土地制度と国制的枠組から説明するということである。工藤が「国制的枠組みとしての公田体制に対し、莊園公領制を土地制度として理解する」ことは大石直正の見解（「莊園

公領制の展開」『講座日本歴史3』東京大学出版会、一九八四年）を継承している（一〇頁）。

工藤は永原・大石の研究を踏まえながら、中世の社会を記述するための論理を組み立て直す。そして土地制度が莊園公領制から寺社本所一円地・武家領体制へと推移し、国制的枠組み（支配の枠組み）は中世を通じて公田体制であると論じているのである。

まず公田体制は大田文等に登録された田数が国家的な収取や領主層の負担配分における基準となることである。その一方で百姓からの収取に用いられた田数は、領主が検注で確定した、より現実に近い田数であった。工藤はこの二種類の田数を国家的公田・領主的公田とする（「日本前近代の土地表示」二九三頁）。また工藤は土地制度を「土地が主要な財産となっている段階における支配の基礎Ⅱ収取の基盤のあり方」と定義する（二三頁）。

工藤は支配の枠組みも土地制度も収取に力点を置いて説明する。しかし工藤が一九七五年に執筆した「莊園制の展開」では、「都市が農村を支配する莊園制社会の根底をなす土地所有論、つまり莊園制的所有の実態と性格を究明すること」が目的とされていた（二九頁）。これと比較すると、工藤が土地所有から収取制度へと力点を移していることは明らかであろう。

収取制度の重視は、先に述べたように高橋一樹にも見られる。

荘園公領制を再検討した二人の論者はともに収取制度を重視する。しかしそれは偏りすぎていると思う。土地制度とは本来、土地所有制度と収取制度を包括していたのではなからうか。

工藤は土地制度の展開を「荘田制（九世紀）—荘園公領制（一一世紀中期）—本所一円地武家領体制（一四世紀中期）—村町制（一六世紀中期）」と位置付ける。しかし土地所有に限られた荘田制と、共同体論でもある村町制とを同じ範疇に置くことができるだろうか。工藤が示した土地制度の時系列には少し無理があるように思われる。それは土地制度の定義に問題があるからだと思う。

網野が提起した荘園公領制は、土地所有や収取制度の特質から支配の仕組みの総体を説明すること、社会体制の特質を記述することを目的としていた。近年の研究が収取制度を説明してきたことは確かである。しかし収取を説明すれば所有の説明になるのか、所有・収取、そして統治などをどのように整理するのが良いのか、考慮すべきではなからうか。

社会体制としての荘園制について考える場合、荘園制を個別荘園の総和として論じることはできない。中世を通じて一つの社会体制が存続したのか否か、時代区分の妥当性も含めて考える必要がある。しかし中世において、地方の住人から都市の領主にいた

る全階層にとつて、生活の領域から領有・統治にいたるまで、その基礎単位として荘園や郡郷が存在した。日本の中世を通じて存続し、中世を特徴付ける社会体制は、単純に荘園制と呼ぶのがふさわしいと思う。社会体制としての荘園制の定義は荘園が郡郷とならぶ統治の単位としてあることで良い。それは極めて大雑把であるが、中世を通じて妥当する定義としては、そのようなもので十分であると思う。社会体制は「郡郷制—荘園制—村町制」と継起すると、単純に考えればよいのではなからうか。

そして郡郷制が国郡の行政機構による支配と不可分であったように、荘園制は荘園領主や知行国主の所有（もしくは知行・領有、支配・統治）と一体化している。工藤が荘園公領制を南北朝期までに限定し、それ以後を寺社本所一円地・武家領体制としたことは、所有をめぐる二つの対抗軸を示すに他ならない。鎌倉期における荘園と公領、室町期における武家領と本所領は、それぞれの時代における荘園制内部の二つの対抗軸であり、この対抗軸は朝廷と幕府が作り上げる政治体制の問題でもある。

全体を表現する術語は単純なもので十分である。おそらく中世を通じて存続する荘園制という社会体制のなかで、荘園と公領の対抗関係、武家領と本所領の対抗関係などが継起的に生起すると考えればよい。そして荘園制が確認できる期間が日本における中

世の時期であり、中世における日本国の範囲なのである。

おわり

批判的な言辞を連ねることになったが、この二冊は色々なことを考えさせてくれる素材に満ちている。二人の重厚な著作に対し、もし理解の不十分さがあれば、ご海容いただきたい。本稿では触れなかったが、領主制における流通機能の掌握の重要性を論じた工藤の議論は今なお面白い。また鎌倉幕府の文書保管制度に関する高橋の指摘は、幕府における政務の特質を考えるための手がかりである。そして最も大切なことは、両氏が中世史を理解するための新しい枠組みを作ること提案していることだ。

現在に至る莊園研究の出発点は中田薫「王朝時代の莊園に関する研究」〔『法制史論集』二、発表は一九〇六年〕にある。そこで中田は領主の開発によって生み出された所領つまり私的土地所有として莊園を論じた。そして最も新しい高橋一樹の場合、莊園が

私的土地所有であるということは後景に退き、莊園の国家的性格が前面に押し出されている。中田から高橋にいたる一〇〇年の間に莊園の評価は逆転した。しかし世界は両極の間にこそ広がっている。史料解釈や事実関係の理解についても、それを位置付ける枠組みについても、断案は示されていないように思う。作業はこれからであろう。

【付記】本稿は工藤敬一「莊園制社会の基本構造」、高橋一樹「中世莊園制と鎌倉幕府」の書評にかけて莊園制に絞って書いたものであり、高橋著書の書評として二〇〇四年四月二七日に日本史研究会古代・中世史合同部会で報告したものを含んでいる。工藤氏の著書の刊行からすでに四年になる。二人の著者と編集委員にお詫びしたい。

なお工藤著書の書評は高橋典幸氏が「日本史研究」四九八（二〇〇四）に発表している。高橋著書は、高橋典幸氏が「歴史学研究」八〇八（二〇〇五年）に、工藤敬一氏が「日本史研究」五一四（二〇〇五年）に、前田徹氏が「市大日本史」八（二〇〇五年）に書評を発表している。